

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
--------------	---

1. 政策体系上の位置付け

基本目標 VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標 5	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策目標 5-4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
個別目標 1	旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること
	(主な事務事業) ・人事関係資料整備事業 ・ソ連抑留関係者資料整備事業
個別目標 2	旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと
	(主な事務事業) ・旧軍人遺族等恩給進達事務事業
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。	
2 根拠法令等 ○恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) 等	
主管部局・課室	社会・援護局業務課
関係部局・課室	—

2 現状分析

<p>旧陸海軍の人事資料については、恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成や、遺族等からの照会などに使用されるが、作成されてから数十年を経過しているため、損傷が激しいものも多く、適切に保管するための作業を進める必要がある。</p> <p>また、恩給請求書の進達については、現在、恩給請求者の高齢化が進んでいることから、その進達業務を迅速かつ適切に行うことが求められている。</p>
--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/平成23年度)	—	0.1 【—】	7.9 【—】	10.0 【—】	13.7 【—】
2 恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度)	(100)	(100)	(100)	67 (100)	80 【80.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、軍人履歴原表の整備についての8年計画が策定された平成16年度からのものである。 ・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。なお、進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。					
施策目標の評価 【有効性の観点】 旧陸海軍の人事関係資料は、作成されてから数十年を経過し、損傷が激しいものも多いため、そのデータベース化を行うことは、適切な整備保管のために有効な施策であるといえる。					
【効率性の観点】 旧陸海軍の人事資料に係る情報のデータベース化により、①情報が整備され、必要な名簿情報の検索等が迅速化していること、②長期的な保管が可能となることから、効率性の向上に寄与していると言える。					
【総合的な評価】 旧陸海軍の人事資料のデータベース化については、当初、データベース化する箇所の検討や資料の整備等に時間を要したことから、進展状況は全体の14%に留まっているが、今後4年間においては、データベース化の作業に専念できることから、平成23年度までには全ての情報のデータベース化を終了することとしている。 また、恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合については、平成19年度は80%と目標達成には至らなかったが、これは従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務を行う必要があったことが原因である。しかし、目標達成率は平成18年の67%から上昇しており、処理件数自体は相当増加していること、従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務は収束傾向にあることから、今後も事務処理の向上や資料の整備等をはかることにより、目標の確実な達成を目指していくこととしている。					

4. 個別目標に係る指標等

個別目標 1 旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること						
個別目標に係る指標 アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/平成23年度) ※ 施策目標に係る指標1と同じ。	—	0.1 【—】	7.9 【—】	10.0 【—】	13.7 【—】
2	抑留者名簿のデータベース化件数(単位:千人) (—)	511 【—】	511 【—】	511 【—】	511 【—】	511 【—】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、軍人履歴原表の整備についての8年計画が策定された平成16年度からのものである。 ・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) 旧陸海軍に関する人事関係資料については、平成16年から8年間でデータベース化することを目標としている。平成19年度終了(前半4年間終了)時点では、全体の13.7%を終了させた状態であるが、これは、当初、データの整理やデータ抽出箇所の決定等に時間を要したためであり、一方、今後は、データベース化の作業のみに専念すれば良いことから、残り4年間で全てのデータベース化を終了させることを予定している。 抑留者名簿のデータベース化件数については、抑留者約523,000人のうち、平成14年度までにロシア政府から入手した資料に記載のある約511,000人についてはデータベース化を完了させており、現在は、残る約12,000人分について、その資料を入手するため、ロシア政府及び関係機関と交渉を行っているところであり、入手次第、データベース化することとしている。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 人事関係資料整備事業						
平成19年度 123百万円						
予算額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 旧陸海軍の人事資料については、恩給、年金等の請求に必要な軍歴証明の作成や、遺族等からの照会に使用されるなど使用頻度が高く、かつ損傷が激しいものがあることから、光ディスク化による整備を進める。						
事務事業名 : ソ連抑留関係者資料整備事業						
平成19年度 33百万円						
予算額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 平成3年に締結した「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」に基づきロシア側から提供されたソ連抑留者の死亡者名簿等を、遺族及びソ連抑留関係者等に情報提供するため、関係資料を整備する。						

個別目標 2						
旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度)	(100)	(100)	(100)	67 (100)	80
	※ 施策目標に係る指標2と同じ。				【67.0%】	【80.0%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、社会・援護局業務課調べによる。なお、進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
恩給請求書について、標準処理期間が1.5ヶ月と短縮された平成18年度10月以降、一時的に、恩給の進達割合が低下した。平成19年度の標準処理期間内に進達した割合についても、80%と目標達成には至らなかったが、これは従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務を行う必要があったことが原因である。しかし、目標達成率は平成18年の67%から上昇しており、処理件数自体は相当増加していること、従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務は収束傾向にあることから、今後も、事務処理の向上や資料の整備等をはかることにより、目標の確実な達成を目指していくこととしている。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 旧軍人遺族等恩給進達事務事業						
平成19年度 : 58百万円						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 旧陸海軍の軍人軍属に対する恩給の支給のため、旧陸海軍の軍人軍属及びその遺族から提出される各種恩給請求書を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。						

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 ー% 指標2 目標達成率 80.0% (目標達成率を算定できない場合、その理由) ・指標1は、目標の達成時期が平成23年度であるため、年度ごとの達成水準を設定していない。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)
旧陸海軍の人事資料の適切な整備保管については、平成16年度から8年間の計画で平成23年度までに終了させることとなっており、データベース化に向けた着実な進展があることから、今後とも、引き続き実施していくこととしている。また、恩給の進達業務についても、当該業務を適切に実施するよう関係機関及び関係遺族から求められており、また、平成19年度は、平成18年度に比較して達成水準へむけた進展があったことから、今後とも、引き続き実施していくこととしたい。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標)
i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)
i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)
なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
④会計検査院による指摘
なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。
